

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 を制定しました(H31.4.1一部施行／10.1全部施行)

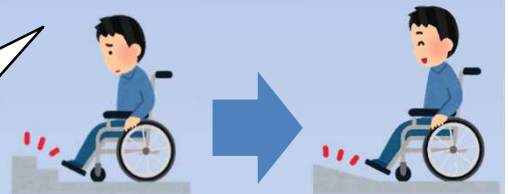
【条例のポイント】

1. 「障害の社会モデル」の考え方を定義します。
2. 合理的配慮の提供等を義務化します。
3. 相談・解決の仕組みを整備します。

1 「障害の社会モデル」の考え方を定義します。

「障害の社会モデル」とは、障害のある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものという考え方です。

障害のあるなしに関わらず誰もが暮らしやすい共生社会を目指して、障害のある人が直面する社会的障壁(物理的な障壁だけでなく制度や慣行などすべてのもの)を社会全体で取り除いていく必要があります！



2 合理的配慮の提供等を義務化します。(令和元年10月～)

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、条例では差別解消の取組を一層進めるため、義務としました。

また、法律では対象外の個人に対しても「差別の禁止」および「合理的配慮の提供」を義務としました。

	差別の禁止	合理的配慮の提供
行政機関	法律上の義務	法律上の義務
民間事業者	法律上の義務	条例上の義務(※)
個人	条例上の義務	条例上の義務

※令和6年4月1日から法律上の義務にもなります。

障害を理由とした差別とは？

誰もが納得できる理由ややむを得ない理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることです。

例：アパートを借りるときに障害があることを伝え、それを理由に貸してくれなかった。



合理的配慮の提供とは？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合において、負担が重たくない範囲で配慮を行うことです。

例：聴覚に障害のある人には…
→手話や紙に書いたり、身振り手振りなどで伝える。



県民の皆さんが障害のある人への差別をしないことはもちろん「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。

「合理的配慮の提供」は、社会的障壁をなくすための具体的な実践です。

3 相談・解決の仕組みを整備します。(令和元年10月～)

障害を理由とする差別に関する相談を受け付ける「障害者差別解消相談員」と、障害のある方の代弁者となる「地域アドボケーター」を設置します。

また、相談では解決しない事案については、新たに「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みを整備します。

相談しても解決しない場合

相談

あっせん申立

勧告・公表

■差別に関する相談に幅広く対応できる専門性を持つ「障害者差別解消相談員」が相談に応じます。

■「地域アドボケーター」を各福祉圏域に複数名配置します。

■あっせんの手続きは「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」が行います。

※委員会は、公正中立な立場であっせんを行う第三者機関です。

■正当な理由なくあっせんに応じない場合、知事は勧告できます。

■勧告に従わないことに正当な理由がない時は公表することがあります。



地域アドボケーター(地域相談支援員)とは……

【課題】

差別に気づかない、差別があっても声をあげられない。



障害当事者への気づき、支援のために

自身で相談することが難しい障害者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、相談員につなぐ役割を担います。
(滋賀県独自の取組です。)



【お問い合わせ】

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課共生推進・障害認定係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1
TEL 077-528-3542 FAX 077-528-4853
e-mail ec0006@pref.shiga.lg.jp